

差別解消に係る条例における各県の相談体制と調整委員会の組織内容、役割等の比較

1 地域相談員

項目	県名 千葉県 (障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例)	熊本県 (障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例)	沖縄県 (沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例)
設置条項	第 14 条 知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者その他第三十条第一項各号に掲げる分野に関し優れた識見を有する者のうち適当と認める者に委託して、差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）に関する相談に係る業務を行わせることができる。	第 12 条 県は、次に掲げる者に、前条第 2 項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。 (1)身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 12 条の 3 第 3 項に規定する身体障害者相談員 (2)知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 2 第 3 項に規定する知的障害者相談員 (3)障害者に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうち知事が適当と認める者	第 19 条 県は、市町村が行う事務又は事業のうち、前章の規定に違反する行為（以下「差別等」という。）に該当すると思われる事例に関する相談業務及び相談事業を遂行するもの（以下「差別事例相談員」という。）に対して、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。
業務	差別に該当する事案に関する相談	(第 11 条第 2 項) 特定相談に応じ、関係者に必要な助言、情報提供等を行うこと。 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。	差別等に該当すると思われる事例に関する相談業務及び相談事業
設置人数	6 2 2 名	1 7 9 名	1 7 5 名
相談員内訳	身体障害者相談員 2 6 4 名 知的障害者相談員 1 2 9 名 その他 2 2 9 名 (精神障害者分野 9 6 名) (人権擁護分野 3 9 名) (福祉サービス分野 4 6 名) (商品・サービス分野 1 名) (労働者雇用分野 1 9 名) (教育分野 9 名) (建物・不動産分野 1 9 名)	身体障害者相談員 1 1 7 名 知的障害者相談員 4 7 名 精神障害者相談員 1 5 名	市町村相談窓口 4 1 名 基幹相談支援センター他 1 3 4 名
その他	その他の相談員については、各分野の団体や協会、市町村などから、優れた見識を有する者を推薦してもらい、適当と認める者に委託する。 地域相談員の相談活動の活性化が課題となる。	上記相談員とは別に、各市町村（地域活動支援センター）から精神保健福祉士を 1 名推薦してもらい、相談員として委託している。	

2 広域専門相談員

項目	県名 千葉県 (障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例)	熊本県 (障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例)	沖縄県 (沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例)
設置条項	第 16 条 知事は、次の各号に掲げる職務を適正かつ確実に行うことができると認められる者を、千葉県行政組織条例第十七条第四項に規定する健康福祉センターの所管区域及び保健所を設置する市の区域ごとに、広域専門指導員として委嘱することができる。	第 13 条 知事は、第 11 条第 2 項各号に掲げる業務を行わせるため、障害者の福祉の増進に関し優れた識見を有する者のうちから、広域専門相談員を委嘱することができる。	第 20 条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行わせるため、障害を理由とする差別等の解消に関し優れた識見を有するものと認められる者を広域相談専門員として任命することができる。
業務	(第 16 条第 1 項) 地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと。 対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関すること。 第 22 条第 2 項に規定する調査に関すること。 (第 17 条第 2 項) 地域相談員から指導助言を求められたときは、適切な指導及び助言を行う。	(第 11 条第 2 項) 特定相談に応じ、関係者に必要な助言、情報提供等を行うこと。 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。 (第 14 条第 2 項) 地域相談員から指導助言を求められたときは、適切な指導及び助言を行う。	(第 20 条第 1 項) 専門的な見地から行う差別事例相談員への必要な技術的助言に関する業務 差別等に関する相談事例の調査及び研究に関する業務 前 2 号の業務に付随する業務
設置人数	16 名	4 名	3 名
相談員身分	非常勤嘱託職員 16 名 (社会福祉士 7 名) (精神保健福祉士 1 名) (市町村の福祉業務経験者 5 名) (社会福祉施設職員 2 名) (養護学校教諭 1 名)	非常勤嘱託職員 4 名(男性 2 名、女性 2 名)	非常勤嘱託職員 3 名(女性 3 名)
費用	県の規定による(政令市等は除く)	県の規定による	県の規定による
配置圏域	県健康福祉センター所管圏域	全圏域	全圏域
配置場所	県健康福祉センターに配属	県障がい者支援課内	県障害福祉課内
相談員の候補	市町村から推薦された者を候補者とする。	試験採用	募集
その他	知事は、広域専門指導員の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ調整委員会の意見を聴かなければならない。(条例第 16 条 2 項)	知事は、広域専門相談員の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ調整委員会の意見を聴かなければならない。(条例第 13 条 2 項) 採用時に社会福祉士や臨床心理士などの資格を有することを条件とした。 採用後に、2 日間の研修を実施 勤務時間は、週 4 日(9:00~17:00)。課内に専用の電話を設置。	知事は、広域相談専門員の任命を行うに当たっては、あらかじめ調整委員会の意見を聴かなければならない。(条例第 20 条 2 項) 相談業務を 3 年以上経験していることを条件にハローワークを通じて募集した。 採用後に、4 日間の研修を実施

3 調整委員会

項目	県名 千葉県 (障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例)	熊本県 (障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例)	沖縄県 (沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例)
設置条項	千葉県行政組織条例第 28 条 県に別表第 2 上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。	第 22 条 障害者の権利擁護等のための施策に関する重要事項について調査審議するため、熊本県障害者の相談に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。	第 24 条 障害を理由とする差別等の解消に関し、助言又はあっせんを行わせ、及び必要な事項を調査審議させるため、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。
設置年月	平成 19 年 2 月	平成 23 年 12 月	平成 26 年 3 月
位置付け	知事の附属機関	知事の附属機関	知事の附属機関
委員の人数	20 名	15 名	15 名
委員の内訳	障害者団体代表 8 名 県議会議員 3 名 有識者 福祉分野 2 名 医療分野 1 名 教育分野 2 名 労働分野 2 名 法律分野 1 名 学識分野 1 名	障害者団体代表 6 名 有識者 福祉分野 1 名 医療分野 2 名 教育分野 1 名 労働分野 2 名 法律分野 1 名 学識分野 2 名	障害者団体代表 6 名 有識者 福祉分野 1 名 医療分野 1 名 教育分野 1 名 労働分野 3 名 学識分野 3 名
委員の任期	2 年	2 年	2 年
委員会業務	「その他相談員」の委託に際しての意見具申(条例第 14 条 2 項) 「広域専門指導員」の委嘱に際しての意見具申(条例第 16 条 2 項) 知事の申立てのあった事例に対する助言及びあっせん(条例第 23 条 1 項) 知事に対する差別解消のための勧告の建議(条例第 24 条 1 項) 訴訟援助の審議(条例第 26 条) 県民模範の表彰に際しての意見具申(条例第 31 条 2 項) 重要事項の調査審議及び建議(条例の解釈指針を含む)	不利益取扱いに該当する事案を解決するため、助言又はあっせんを行うこと。(条例第 17 条 第 2 項) 正当な理由なく調整委員会が提示したあっせん案を受諾しない者について、知事が勧告するよう求めること。(条例第 18 条 第 2 項) 地域相談員(条例第 12 条 第 1 項 第 3 号の者に限る。)の委託について意見を述べること。(条例第 12 条 第 2 項) 障害者の権利擁護等のための施策に関する重要事項に関する調査審議(条例第 22 条 第 1 項)	「広域専門指導員」の委嘱に際しての意見具申(条例第 20 条 2 項) 知事の申立てのあった事例に対する助言及びあっせん(条例第 22 条 2 項) 知事に対する差別解消のための勧告の建議(条例第 23 条 1 項)
その他			

4 相談等の状況

項目	県名 千葉県 (障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例)	熊本県 (障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例)	沖縄県 (沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例)
すべての相談件数	793件《平成24年度》	122件《平成25年度》	90件《平成26年度(4-9月)》
条例対象相談件数 (差別・合理的配慮、差別に関する相談)	193件(相談件数の約24.3%) ・視覚障害 4件 ・聴覚障害 10件 ・言語障害 0件 ・肢体不自由 27件 ・内部障害 8件 ・知的障害 40件 ・精神障害 77件 ・発達障害 13件 ・高次脳機能障害 4件 ・その他 10件	42件(相談件数の約34.4%)	21件(相談件数の約23.3%)
年度内最終件数	225件中(193件+32件(H23継続)) 205件(相談件数の約91.1%)	42件	進行中
その他	地域相談員に相談せず、直接、広域専門相談員に相談する障害者が多い。相談内容によっては地域相談員の段階で最終できるものもあるため、地域相談員の活動の充実化をする必要がある。	あっせん等の申し立ては、これまで3件。ただし、内容が条例対象相談ではなく、却下となった。	相談内容が多岐にわたるため、市町村や庁内関係課との連携が今後の課題である。相談窓口の一本化を進める必要があると考えている。

5 本県の相談体制、紛争防止体制の考え方《案》

(1) 相談体制について

障害を理由とする差別に対する相談について、現在、各市町村等に設置している法定相談員や各地域で相談支援を実施している者などの協力を得て、障害者の身近で一次的な相談窓口(相談員)を設置するとともに、より専門的な見識から助言等ができる者を広域的に配置することで、障害者からの相談に対して的確に対応する相談体制を構築する。

地域における身近な相談窓口

a 設置目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別について、障害者の身近で気軽に相談できる窓口を設け、迅速な相談対応を推進する。 ・ 地域の特性をよく知る相談員に相談することで、迅速な終結が期待できる。
b 設置年月	平成 28 年 4 月
c 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別に関する相談に応じ、関係者に必要な助言や情報提供等を行う。 ・ 障害を理由とする差別に関する相談の関係者間の調整を行う。 ・ 必要に応じて、関係行政機関等へ通告等を行う。
d 想定する人材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者相談員 ・ 地域で相談支援を実施している者

広域・専門的な相談窓口

a 設置目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次的な相談では終結が困難な事例について、法律など専門的な見地から対処することで円滑な終結が期待できる。
b 設置年月	平成 28 年 4 月
c 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の相談窓口(相談員)に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な助言や情報提供等を行う。 ・ 障害を理由とする差別に関する相談に応じ、関係者に必要な助言や情報提供等を行う。 ・ 障害を理由とする差別に関する相談の関係者間の調整を行う。 ・ 必要に応じて、関係行政機関等へ通告等を行う。
d 想定する人材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的な助言ができる専門家 ・ 広い見識を有し、的確な相談支援等ができること認められる者

(2) 紛争防止体制について

相談により終結しなかった差別事案について、解消に向けて処理を進めるとともに、障害を理由とする差別の解消に関する事例調査や研究を行うための組織を設置する。

組織概要

a 設置年月	平成 28 年 4 月
b 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助言又はあっせんの申立案件に係る審議の判断 ・ 審議する申立案件に対する助言又はあっせんを行う。 ・ 正当な理由なくあっせん案を受諾しない者に対し、勧告するよう知事に求める。 ・ 障害を理由とした差別の解消に係る調査、研究
c 想定する人材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者団体の代表者 ・ 企業等関係団体の代表者 ・ 弁護士 ・ 福祉、医療、教育、労働、学識の各分野における有識者